

島根県幸

令和7年10月31日(金)

第 6 6 5 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

*/17
火

【告 示】

特別保護地区の指定 (農山漁村振興課) 特定猟具使用禁止区域の指定 " 2 (" 鳥獣保護区の指定の一部改正 (4件) 保安林の指定 (森林整備課) 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の (建築住宅課) 業務を行う事務所の所在地の変更 【公告】

公共測量の実施 (技術管理課) 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

【特定調達公告】

島根県漁業取締船「せいふう」定期検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札 (水 産 課) の落札者等

告示

島根県告示第585号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり 特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

月山特別保護地区	1	区域
		安来市の一部
	2	面積
		16ヘクタール
	3	存続期間
		令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
	4	特別保護地区の保護に関する指針
		掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県ホームページにおいて供覧する。

島根県告示第586号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり 特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

工作用性力效用化用性工厂 [4	_	H 44
下佐世特定猟具使用禁止区域	1	区域
		雲南市の一部
	2	面積
		124ヘクタール
	3	存続期間
		令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
	4	禁止に係る特定猟具の種類
		銃
乙木池特定猟具使用禁止区域	1	区域
		出雲市の一部
	2	面積
		48ヘクタール
	3	存続期間
		令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
	4	禁止に係る特定猟具の種類
		銃
三隅特定猟具使用禁止区域	1	区域
		浜田市の一部

	2	面積	
		1, 481ヘクタール	
	3	存続期間	
		令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	
	4	禁止に係る特定猟具の種類	
		銃	
阿須那特定猟具使用禁止区域	1	区域	
		邑智郡邑南町の一部	
	2	面積	
		60〜クタール	
	3	存続期間	
		令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	
	4	禁止に係る特定猟具の種類	
		銃	
口羽特定猟具使用禁止区域	1	区域	
		邑智郡邑南町の一部	
	2	面積	
		105ヘクタール	
	3	存続期間	
		令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	
	4	禁止に係る特定猟具の種類	
		銃	

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県ホームページにおいて供覧する。

島根県告示第587号

鳥獣保護区の指定(昭和40年島根県告示第716号)の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。 令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表月山鳥獣保護区の項から馬木鳥獣保護区の項までの規定中「平成27年11月1日から令和7年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和17年10月31日まで」に、「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表海士鳥獣保護区の項中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第588号

鳥獣保護区の指定(平成7年島根県告示第857号)の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。 令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「281へクタール」を「277へクタール」に、「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」を「令和7年11月1

日から令和17年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第589号

鳥獣保護区の指定(平成10年島根県告示第833号)の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。 令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「190ヘクタール」を「129ヘクタール」に、「平成30年11月1日から平成40年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和10年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第590号

鳥獣保護区の指定(平成17年島根県告示第1133号)の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。 令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和17年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第591号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
 - 飯石郡飯南町頓原2748-2、2766-1、2791、2792
- 2 指定の目的
- 水源の涵養 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 頓原2748-2・2766-1・2792(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

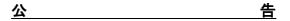
島根県告示第592号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称 住 所		構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地				
名称住	住 所	変更前	変更後	変更年月日		
日本建築	東京都中	東京都中央区日本橋二丁目12番6号	東京都中央区日本橋二丁目12番9号	令和7年		
検査協会	央区日本			11月1日		
株式会社	橋三丁目					
	13番11号					



測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について江津市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

2 作業期間

令和7年10月15日から令和8年3月14日まで

3 作業地域

江津市内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市加茂町南加茂653番8の一部、679番2の一部、679番14、679番22の一部 雲南市加茂町南加茂653番8地先から679番22地先まで(水)

面積 366.26平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方952番地5

雲南市土地開発公社 理事長 西村 健一

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和7年10月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県漁業取締船「せいふう」定期検査及び修繕整備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県農林水産部水産課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日令和7年9月17日

4 落札者の氏名及び住所

サンセイ株式会社下関工場 工場長 原田 裕之 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号

5 落札金額

385,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

令和7年8月8日